

大仏ダムに関する主な経過

昭和44年

- ・松本市長、山辺地区開発促進協議会長より砂防ダム建設の陳情を受け、以来県単費を投資して昭和49年度まで予備調査を実施する。

昭和50年4月

- ・松本市、塩尻市の水道用水31,000m³/日の利水参加を含む多目的ダムとして実施計画調査が採択される。

昭和50年7月

- ・7月14日、ダム建設計画について入山辺地区町会長に概要を説明したが、7月25日に「大仏ダム建設反対期成同盟会」が結成されて建設反対陳情を受ける。

昭和51年～昭和59年

- ・ダム建設予定地の地元地区に対して説明会を繰り返し実施したが、事業受け入れ拒否が続き、一向に事業の進展は見られなかった。

昭和59年3月

- ・3月24日、ダム建設予定地の地元地区との間で調査と工事は切り離して進めること、毎年度説明会を開き地元の了解を得て調査に着手することで合意。ボーリング調査に着手する。

昭和60年5月

- ・当初利水参加を表明していた松本市、塩尻市が、奈良井ダム完成に伴う水道計画の見直しを申し出る。

平成3年4月

- ・4月25日、「大仏ダム建設反対期成同盟会」が「大仏ダム建設対策委員会」に改称する。

平成6年6月

- ・6月1日付で松本建設事務所長と松本市長との間で3,000m³/日の新規利水参加の確認書が締結される。

平成7年6月

- ・6月24日、「大仏ダム建設に反対する市民の会」が結成され、ダム建設反対運動が活発化する。

平成7年7月

- ・「大仏ダム建設に反対する市民の会」が松本市長へ大仏ダム建設中止要請を申し入れる。

平成7年10月～11月

- ・薄川沿川の町会長を対象に大仏ダム概略説明会を実施する。

平成7年11月

- ・11月6日、「大仏ダム建設に反対する市民の会」が長野県へ大仏ダム建設中止を申し入れる。
- ・11月13日、「大仏ダム建設に反対する市民の会」が建設省へ大仏ダム建設中止を申し入れる。

平成8年2月

- ・2月24日、県内18のダム建設反対団体が「長野県ダム問題連絡協議会」を結成し、県内の他ダムを含めた横断的なダム建設反対運動が展開される。

平成8年6月

- ・6月5日、「長野県ダム問題連絡協議会」が長野県土木部長にダム建設の中止とダム政策の転換を申し入れる。

平成8年10月

- ・10月23日、「山辺地区開発促進協議会」に「大仏ダム特別対策委員会」が設置される。
- ・11月27日、「大仏ダム建設に反対する市民の会」が松本市長へ、5469名の署名簿を添えて大仏ダム建設中止を申し入れる。

平成8年11月

- ・11月27日、「昭和50年から平成7年にかけて行われた「大仏ダム」実施計画調査資料のすべて」の公開を求めて公文書公開請求書が提出される。

平成8年12月

- ・12月16日、「山辺地区開発促進協議会大仏ダム特別対策委員会」がダム建設促進を長野県土木部長へ陳情する。
- ・12月19日、「山辺地区開発促進協議会大仏ダム特別対策委員会」が松本市長同行で、ダム建設促進を建設省へ陳情する。

平成9年1月

- ・1月30日、平成8年11月27日に請求のあった公文書公開請求に対する、平成8年1月16日の県の一部非公開とする決定を不服として、長野県知事あてに異議申立書が提出される。

平成9年2月

・2月13日、長野県知事は、1月30日に提出された公文書公開請求に係る決定の異議申し立てを「長野県公文書公開審査会」へ諮問する。

平成9年3月

・3月15日、「長野県が「大仏ダム」建設計画について建設省に提出した昭和50年度から平成8年度に至るまでの国庫補助金交付申請書およびそのび添付資料の一切。長野県の「大仏ダム」建設計画に関する国、県関係部課、松本市、地元住民、調査会社等との打合せ議事録。」及び「「大仏ダム」建設計画について、松本市が県に提出した利水関係の確約書等の一切。」の公開を求めて公文書公開請求書が提出される。

平成9年4月

・4月8日、「大仏ダム建設に反対する市民の会」が建設省へダム建設中止を申し入れる。
・4月28日、「大仏ダム建設差し止め請求」が長野地方裁判所松本支部へ提訴される。

平成9年5月

・5月26日、平成9年3月13日に請求のあった公文書公開請求に対する、平成9年4月30日の県の「昭和50年度から平成4年度にまでの国庫補助金交付申請書およびそのび添付資料一切」は保存期限を超過しておりが不存在である」とする通知を不服として、長野県知事あてに異議申立書が提出される。

平成9年6月

・6月2日、長野県知事は、平成9年5月26日に提出された公文書公開請求に係る決定の異議申し立てを却下することを決定し、申立人へ通知する。
・6月11日、「山辺地区開発促進協議会大仏ダム特別対策委員会」がダム建設促進を建設省へ要望する。

平成9年8月

・8月6日、「山辺地区開発促進協議会」「すすき川をきれいにする会」「清水溝渠・地蔵川をきれいにする会」が合同で「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」を結成し、大仏ダム早期建設促進署名を行う。

平成9年9月

・9月10日、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」が11,635名の署名を添えて、大仏ダム早期建設を松本市長へ要望する。
・9月25日、建設省河川局は、平成10年度予算編成において、「大仏ダム」を基礎調査程度の継続しか認められない「足踏みダム」事業に位置づけるとして記者発表する。
・9月26日、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」が11,833名の署名を添えて、ダム建設促進を長野県知事（土木部長）へ要望する。

平成10年9月

・9月21日、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」が、大仏ダム早期建設を長野県（土木部長）へ要望する。

平成10年10月

・平成10年度長野県公共事業再評価委員会が開催され、「事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業」として、「大仏ダム」が再評価の対象となる。
・10月27日、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」が、大仏ダム早期建設を建設省（河川局開発課）へ要望する

平成10年12月

・12月18日、「長野県公共事業評価監視委員会」は、大仏ダムについて、「利水計画について市と必要性を含め協議し、計画の見直しを行って、事業の促進を図られたい。また、地域住民に対しては引き続き十分な説明をされたい。なお、平成11年度においても本委員会での審議箇所とされたい。」との意見書を提出する。
・12月21日、「長野県公共事業再評価委員会」は、大仏ダムについて、監視委員会の意見を踏まえ、「利水計画について市と必要性を含め協議し、計画の見直しを行って、事業を進める。また、地域住民に対しては、引き続き十分な説明を行い、事業を継続する。平成11年度も再評価を行う。」という対応方針を決定する。

平成11年1月

・1月11日、「長野県公文書公開審査会」は、平成9年1月30日に提出された公文書公開請求に係る決定の異議申し立てについて、「個人情報、法定外の水利権取水量、経済性の検討に用いたダムなしの場合の河川改修計画と用地補償費算定の基礎単価、原石山候補地の位置及びその評価、電力会社から任意に提供を受けた流量資料等を除き、すべて公開するべきである」と答申する。
・1月29日、平成9年1月30日に公文書公開請求に係る決定の異議申し立てのあった公文書の非公開部分について、平成11年1月11日の「長野県公文書公開審査会」の答申に沿って、一部非公開として開示することを決定し、申立人へ通知する。

平成11年2月

・2月23日、長野地方裁判所松本支部は、ダム建設差し止め請求訴訟の証拠書として、昭和50年度から平成7年度までの実施計画調査資料のすべて（公文書103件）の文書提出を長野県に命令する。
・2月26日、平成9年1月30日に公文書公開請求に係る決定の異議申し立てのあった公文書の非公開部分について、1月29日の決定に従い開示する。

平成11年3月

・3月2日、長野県に対して「長野地方裁判所松本支部」が平成11年2月23日に命令した文書提出命令について、県は「長野県公文

書公開条例」の所定の手続きによって非公開とした「個人情報、法定外の水利権取水量、経済性の検討に用いたダムなしの場合の河川改修計画と用地補償費算定の基礎単価、原石山候補地の位置及びその評価、電力会社から任意に提供を受けた流量資料等が記述されている部分」を提出文書から除外すべきであるとして、東京高等裁判所へ抗告状を提出する。

平成11年6月

- ・6月1日、松本市長が大仏ダムへの利水参加辞退を申し出る。
- ・6月10日、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」が大仏ダム早期建設を松本市長へ要望する。
- ・6月25日、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」が松本市長同行で、大仏ダム早期建設を長野県（土木部長）へ要望する。

平成11年7月

- ・7月29日、「長野県公共事業評価監視委員会」は大仏ダムについて、「事業採択後、流域の人口増・都市化の進展等、社会状況が変化しており、治水対策の必要性は増している。事業を進めるに当たっては、社会情勢の著しい変化を踏まえ、水系の総合的な河川計画について、地域住民に十分な理解を得られるように努めるとともに、最新の技術を取り入れ、事業費の縮減についても検討されたい。また、自然環境について十分な配慮をされたい。」との意見書を提出する。

平成11年8月

- ・8月12日、「長野県公共事業再評価委員会」は、大仏ダムについて、監視委員会の意見を踏まえて、「事業採択後の、社会状況の変化の中で、松本市の利水参加は辞退となったが、流域の人口増・都市化の進展等により、治水対策の必要性は増しており、治水上必要なダム計画は継続する。これらを踏まえ、ダム計画を含めた水系の総合的な河川計画について、地域住民に十分な説明を行う。また、新技術の活用を検討し、事業費の縮減に努めるとともに、自然環境にも配慮する。」という対応方針を決定する。

平成12年2月

- ・2月8日、「松本市町会連合会常任理事会」において、奈良井川流域の治水対策と大仏ダム建設計画についての概略説明を実施する。
- ・2月25日、「松本市白板町会連合会」へ奈良井川流域の治水対策と大仏ダム建設計画についての概略説明を実施する。

平成12年3月

- ・3月14日、「松本市長」「薄川総合開発大仏ダム建設対策委員会」「大仏ダム建設対策委員会」が連名で、大仏ダムの早期建設採択と早期着手を長野県土木部長へ要望する。
- ・3月17日、「松本市長」「薄川総合開発大仏ダム建設対策委員会」「大仏ダム建設対策委員会」が連名で、大仏ダムの早期建設採択と早期着手を建設省（河川局開発課）へ要望する。

平成12年6月

- ・薄川の氾濫想定区域を中心とする8地区（中央・第一・第二・第三・庄内・田川・鎌田・里山辺）の各町会連合会へ奈良井川流域の治水対策と大仏ダム建設計画についての概略説明を実施する。

平成12年7月

- ・薄川下流の氾濫想定区域を中心とする11地区（中央・第一・第二・第三・東部・白板・田川・庄内・鎌田・里山辺・入山辺）167町会の町会長が結集して「大仏ダム建設促進市民の会」を設立する。
- ・7月26日、「松本市長」「大仏ダム建設促進市民の会」が、大仏ダムの早期建設採択と早期事業着手を長野県土木部長へ要望する。
- ・7月31日、「松本市長」「大仏ダム建設促進市民の会」が、大仏ダムの早期建設採択と早期事業着手を建設省河川局開発課へ要望する。

平成12年8月

- ・8月22日、東京高等裁判所は、長野県に対する長野地方裁判所松本支部の文書提出命令を不服として県が平成11年3月2日抗告していた件について、県側の主張を認め、「個人情報、法定外の水利権取水量、経済性の検討に用いたダムなしの場合の河川改修計画と用地補償費算定の基礎単価、原石山候補地の位置及びその評価、電力会社から任意に提供を受けた流量資料等が記述されている部分」を除いて提出するよう、文書提出命令の変更を決定する。
- ・8月28日、政府与党3党により「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」が決定され、「ダム事業において実施計画調査が予算化された時点から10年以上経過した後も未採択の事業」として「大仏ダム」が中止勧告の対象になる。

平成12年9月

- ・9月1日、建設省は、政府与党3党による「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意」の決定で「大仏ダム」が中止勧告の対象になったことから、長野県に対して事業評価監視委員会の意見聴取を行い、県としての対応方針を決定し回答するよう要請する。
- ・9月27日、「長野県公共事業評価監視委員会」は、中止勧告のあった大仏ダムについて、「（1）本ダムは昭和50年に塩尻、松本両市の利水と薄川の治水を目的として実施計画調査に入ったが、昭和62年に塩尻、平成11年に松本の両市から相次いで利水は辞退する旨の申し入れを受け、多目的ダムから治水ダムに変更された。公共事業に対する国の動き、その背後にある社会情勢の変化に鑑み、費用対効果、経済性、著しい技術の進歩等を十分検討、調査し、その結果を当委員会へ提示し、意見聴取されたい。その上で当委員会としての判断をしたい。（2）計画策定の段階から治水上の要件と社会的費用について、地域住民に十分な説明をし、その意見を踏まえた河川改修計画の策定に努められたい。」との意見書を提出する。

平成12年10月

- ・10月2日、「長野県公共事業再評価委員会」は、大仏ダムについて、監視委員会の意見を踏まえて、「多目的ダムは中止とするが、治水ダムとしての調査は、下記に留意の上継続する。（1）公共事業に対する国の動き、その背後にある社会情勢の変化に鑑み、費用対効果、経済性、著しい技術の進歩等を十分検討する。また、その結果について監視委員会に報告し、意見を求める。（2）計画策定の段階から、治水上の要件と社会的費用について地域住民に十分な説明をし、その意見を踏まえた河川改修計画の策定に努める。」という対応方針を決定する。

平成12年11月

- ・11月14日、長野県知事が薄川下流から大仏ダム予定地及び崖砂防ダムを現地視察し、松本市教育文化センターにおいて「住民との対話」集会を実施する。同日、記者団に対して「薄川について、治水の観点から関係する課を庁内横断的に検討させ、早い時期に考えを示したい」旨の発言をする。
- ・11月15日、長野県知事が記者会見で、大仏ダムについて、「ダムを主たる選択肢として検討することはない」とダム計画を事実上撤回する考えを表明。
- ・11月24日、建設省河川局長あてに「大仏ダムについては事業中止とする」文書を長野県知事名で送付する。
- ・11月28日、建設省が大仏ダムの事業中止を記者発表する。同日、建設省河川局長は、長野県知事あてに、「建設省所管公共事業の再評価に係る対応方針について」を通知する。大仏ダムは、「実施計画調査に着手後10年以上経過して、採択されていない事業」の見直し基準により、「水需要が減少し、計画の見直しが必要となることから、多目的ダムとしての必要性がなくなり、事業を中止する。」という理由により、事業中止が通知される。

平成12年12月

- ・12月7日、平成9年4月28日に長野地方裁判所松本支部へ提訴していた「ダム建設差し止め請求」について、ダム事業の中止決定により請求の理由がなくなったとして、原告が請求を取り下げる。

平成13年2月

- ・2月20日、長野県知事が「脱ダム」宣言を発表。
- ・2月22日、「大仏ダム建設促進市民の会」、「薄川総合開発大仏ダム建設促進協議会」、「大仏ダム建設対策委員会」の3団体が、薄川総合治水対策について長野県（知事、土木部長）並びに長野県議会へ要望する。

平成13年3月

- ・3月19日、2月県会において長野県治水・利水ダム等検討委員会条例が可決される。
- ・3月26日、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例公布・施行（長野県条例第26条）。

平成13年5月

- ・5月10日、河川課治水利水検討室発足。

平成13年6月

- ・6月25日、第1回長野県治水・利水ダム等検討委員会が開催され、長野県知事は薄川を含む9河川を一括して検討委員会へ諮問する。

平成13年7月

- ・7月24日、検討委員11名により薄川への現地調査が実施される。

平成13年8月

- ・8月3日、検討委員3名により薄川への現地調査が実施される。
- ・8月3日、2月22日の3団体による要望を受けて、松本市入山辺公民館において、長野県知事と地元住民との意見交換会が開催される。
- ・8月20日、第2回長野県治水・利水ダム等検討委員会が開催される。